

第 5 8 回 宍粟市議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 2 6 年 6 月 1 6 日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6 月 1 6 日 午前 9 時 3 0 分 宣告（第 4 日）

議 事 日 程

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 第 49号議案 | 宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認について                                       |
|       | 第 50号議案 | 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第13号）の承認について                                    |
|       | 第 51号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について                                  |
| 日程第 2 | 第 52号議案 | 平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分（専決第11号）の承認について                           |
| 日程第 3 | 第 53号議案 | 宍粟市税条例の一部改正について  |
|       | 第 54号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について  |
| 日程第 4 | 第57号議案  | の訂正について  |
| 日程第 5 | 第 58号議案 | 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第 1 号）   |
|       | 第 59号議案 | 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）                                       |
| 日程第 6 | 請願第 1 号 | 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について |
| 日程第 7 | 第 60号議案 | 波賀小学校校舎・プール改修工事請負契約の締結について   |
|       | 第 61号議案 | 千種中学校校舎等耐震補強・改修 期工事請負契約の締結について   |
|       | 第 62号議案 | 山崎西小学校校舎改修等工事請負契約の締結について   |
| 日程第 8 | 推薦第 1 号 | 宍粟市農業委員会委員の推薦について  |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 49号議案 宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認について  
第 50号議案 宍粟市都市計画税条例の一部改正の専決処分（専決第13号）の承認について  
第 51号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認について
- 日程第 2 第 52号議案 平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第11号）の承認について
- 日程第 3 第 53号議案 宍粟市税条例の一部改正について  
第 54号議案 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 4 第57号議案の訂正について
- 日程第 5 第 58号議案 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）  
第 59号議案 平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 請願第 1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第 7 第 60号議案 波賀小学校校舎・プール改修工事請負契約の締結について  
第 61号議案 千種中学校校舎等耐震補強・改修 期工事請負契約の締結について  
第 62号議案 山崎西小学校校舎改修等工事請負契約の締結について
- 日程第 8 推薦第 1号 宍粟市農業委員会委員の推薦について

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（18名）

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1 番 鈴 木 浩 之 議 員   | 2 番 稲 田 常 実 議 員 |
| 3 番 小 林 健 志 議 員   | 4 番 伊 藤 一 郎 議 員 |
| 5 番 飯 田 吉 則 議 員   | 6 番 大 畑 利 明 議 員 |
| 7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員 | 8 番 西 本 諭 議 員   |

9 番 秋 田 裕 三 議 員  
1 1 番 東 豊 俊 議 員  
1 3 番 岡 前 治 生 議 員  
1 5 番 林 克 治 議 員  
1 7 番 高 山 政 信 議 員

1 0 番 藤 原 正 憲 議 員  
1 2 番 福 嶋 齊 議 員  
1 4 番 山 下 由 美 議 員  
1 6 番 実 友 勉 議 員  
1 8 番 岸 本 義 明 議 員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君 書 記 前 田 正 人 君  
書 記 清 水 圭 子 君 書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 清 水 弘 和 君  
教 育 長 西 岡 章 寿 君 参事兼企画総務部長 高 橋 幹 雄 君  
会 計 管 理 者 西 川 龍 君 一宮市民局長 落 岩 一 生 君  
波賀市民局長 大 島 照 雄 君 千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君  
まちづくり推進部長 中 岸 芳 和 君 市民生活部長 船 引 英 示 君  
健康福祉部長 浅 田 雅 昭 君 産 業 部 長 西 山 大 作 君  
農業委員会事務局長 前 田 正 明 君 建 設 部 長 前 川 計 雄 君  
教育委員会教育部長 岡 崎 悦 也 君 総合病院事務部長 広 本 栄 三 君

( 午前 9 時 3 0 分 開議 )

議長 ( 岸本義明君 ) 皆様、おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告 1、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告 2、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 3、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び同法施行令第 173 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人宍粟北みどり農林公社、有限公社生谷温泉伊沢の里、播磨いちのみや株式会社、株式会社波賀メイプル公社、公益財団法人しそ森林王国協会及び株式会社フォレストステーション波賀の平成 25 年度決算書及び平成 26 年度事業計画書等がそれぞれ市長から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 4、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 12 条の規定に基づき、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散について、宍粟市教育委員会に求めていた意見書が議長宛てに提出されました。

その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 5、本日、市長から議案 3 件と、第 57 号議案の訂正についての申し出が提出されております。

以上で、報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 第 49 号議案～第 51 号議案

議長 ( 岸本義明君 ) 日程第 1、第 49 号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分 ( 専決第 12 号 ) の承認についてから、第 51 号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分 ( 専決第 14 号 ) の承認についてまでの 3 議案を一括議題といたします。

本 3 議案は、去る 6 月 2 日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君）平成26年6月2日に審査付託のありました第49号議案、宍粟市税条例等の一部改正の専決処分（専決第12号）の承認についてから、第51号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認についてまでの3議案は、6月5日に第4回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

まず、第49号議案につきましては、地方税法等の一部改正によるもので、主なものは、固定資産税の償却資産において公害防止施設の課税標準の特例措置が拡大されたものです。

次に、第50号議案につきましては、地方税法の一部改正による条文のずれを改正するものです。

次に、第51号議案につきましては、地方税法の改正により、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額をそれぞれ2万円を引き上げ、保険税負担の公平と中間所得層の保険税負担の軽減を図るものです。また、軽減判定所得の基準額を見直し、低所得者層の負担を軽減するものです。

いずれも地方税法等の一部が改正され、4月1日から施行する必要があったため、3月31日付で専決処分、交付されたものであります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第49号議案、第50号議案につきましては全会一致、第51号議案につきましては、賛成多数で承認すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（岸本義明君）民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君）質疑ないようですので、以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

14番、山下由美議員。

14番（山下由美君）日本共産党議員団を代表して、第51号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認についてに対する反対討論を行います。

今回の改正で、低所得者の軽減対象基準が拡充され、軽減世帯が増加することは評価できます。しかし、それとあわせて最高限度額の引き上げも提案されています。民生生活常任委員会に提出されました資料によりますと、2005年、平成17年には、最高限度額が61万円であったものが、2008年、平成20年には、後期高齢者支援金が付加され68万円になり、今回の改正では81万円となります。この10年間で20万円も最高限度額を引き上げることになります。最高限度額の引き上げは、国民健康保険税の全体の引き上げをしやすくすることに繋がることであり、容認できることではありません。

以上で、討論を終わります。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許可します。

7番、榎橋美恵子議員。

7番（榎橋美恵子君） 第51号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分（専決第14号）の承認についての議案に対し、賛成の立場で討論を行います。

地方税法の改正によるもので、条例の制定に当たり、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分することに値します。保険税負担の公平と中間所得層の税負担の軽減を図るもので賛成をいたします。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第49号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第49号議案については、委員長の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第49号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、第50号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第50号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第50号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、第51号議案の採決を行います。

第51号議案は、起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

第51号議案を委員長報告のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第51号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

#### 日程第2 第52号議案

議長(岸本義明君) 日程第2、第52号議案、平成25年度穴粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第11号)の承認についてを議題といたします。

本議案は、去る6月2日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成26年6月2日に審査付託のありました第52号議案、平成25年度穴粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第11号)の承認についての関係部分について、平成26年6月4日に、第3回総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第52号議案は、旧千種東小学校シャワー室等設置工事について、昨年9月より入札を行ってきたが、3月までに落札業者がなかったことにより、年度内工期の確保が困難になったことによる繰越明許費の追加の変更でございます。

審査の結果、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長(実友 勉君) それでは、平成26年6月2日に審査付託のあ

りました第52号議案、平成25年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第11号）の承認についての委員会関係部分は、6月6日に、第3回産業建設常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第52号議案は、3月補正予算可決後にやむを得ず追加や変更により繰越明許費の補正をしたもので、当委員会関係部分の内容といたしましては、産業部の農業水利施設保全合理化事業、緊急ため池事業、林道用地購入事業、千町拠点エリア整備事業等の追加、また、建設部の道路修繕事業、河川公園整備事業の追加や、橋梁長寿命化修繕計画策定事業等の変更でございます。

いずれも入札不調、製品の在庫不足、積雪の影響、地権者との調整に日数を要した等、やむを得ない理由であります。

審査の結果、第52号議案の関係部分については、適切と判断し、全会一致で原案を承認すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、承認であります。

お諮りします。

第52号議案については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第52号議案は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3 第53号議案～第54号議案

議長(岸本義明君) 日程第3、第53号議案、宍粟市税条例の一部改正についてから、第54号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてまでの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る6月2日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 53号議案について報告いたします。

地方税法等の一部改正によるもので、1点目は、法人住民税法人割の税率を現行の12.3%から9.7%に改正するもので、平成26年10月1日以降開始する事業年度から適用になります。地方間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図ることを目的として、地方法人税が創設され、法人住民税の引き下げ相当分が、地方交付税の財源に繰り入れられます。

次に、2点目は軽自動車税の税率を引き上げるもので、平成27年4月1日以降に新規登録される軽自動車から適用されます。また、グリーン化推進により13年を経過した四輪車については平成28年4月1日から重課税が行われます。

次に、第54号議案について報告いたします。

平成26年度の医療費の推計や所得状況が概ね確定したことに伴い、歳入歳出予算を検討した結果、加入者数や所得の減少により、現行の税率では歳入不足を生じるため、税率の引き上げをせざるを得ない状況となっています。消費税増税などにより加入者の負担も増えている中で、低所得者への配慮に重点を置いた見直しとなっております。また、応能割と応益割の比率を50対50に近づけるために、応益割にやや比重を置いた改正となっております。また、今回の改正案につきましては、5月15日開催の国民健康保険運営協議会で諮問され、5月21日に承認の答申を受けております。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第53号議案、第54号議案、いずれも賛成多数で可決すべきものと決しましたので、以上、報告いたします。

議長(岸本義明君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

14番、山下由美議員。

14番(山下由美君) 第53号議案と第54号議案に対して、反対討論を行います。

まず、最初に、第53号議案、宍粟市税条例の一部改正についてに対する反対討論を日本共産党議員団を代表して行います。

今回の改正で、軽自動車や原付、オートバイにかかる軽自動車税が大幅に増税されます。その内容は、議案質疑で詳しく述べましたので今は申しませんが、現在、長期にわたる所得低迷の中で、税を含めた自動車の維持費の負担が大変重いものになっております。宍粟市においても、価格、維持費ともに比較的安価な軽自動車の需要が高くなっていると思います。その上、公共交通が整備されていないので、一世帯で複数台所有するなど市民の重要な移動手段となっております。また、原付二輪車は深夜、早朝に働く人たちの足となっております。所得の低い人たちの唯一の移動手段ともなっています。この改正は、消費税の増税に加えて、市民に二重の負担を押しつけるものであり、大変影響が大きいと思います。

以上の理由で反対をいたします。

続いて、第54号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についての反対討論を日本共産党議員団を代表して行います。

日本共産党議員団は、この間、一貫して市民生活を圧迫している高過ぎる国民健康保険税の引き下げを求めてきました。2008年、平成20年には、田路市政において初めて一般会計から法定外繰り入れ7,000万円が実現いたしました。私たちは、福元市長に対しても、高い国民健康保険税を引き下げるために、一般会計からの繰り入れを求めましたが、市長は繰り入れはしないと明言されております。

しかし、今回、国民健康保険税率の引き上げを行わない場合の収支不足は約3,000万円とのことです。3,000万円は国民健康保険会計予算約46億5,000万円に占める割合は0.6%にすぎません。医療費の動向によっては必ずしも赤字になるとは

言えない程度の額です。

国民健康保険は、その仕組みから応能性と応益性があり、応益性は所得がなくても国民健康保険税が課せられる過酷な制度であります。今回の担当課の試算でも、夫婦で国民年金のみの世帯では、課税所得はゼロで7割軽減の対象ではありますが、改正前でも4万7,200円も課税されていたものが800円増額になります。また、課税所得が360万円の4人家族の世帯では、51万500円が53万4,300円と2万3,800円も引き上げになり、その増加率は4.66%にも及びます。

今年4月から消費税が3%増加され、市民の暮らしは大変になってきているときに、国民健康保険税を引き上げるのは市民の生活を守るべき市長のすることではありません。

さらに、3月議会でも指摘したように、2011年度の兵庫の国保の統計資料によりますと、宍粟市の一人当たりの国民健康保険税は41市町中5番目の高さであり、医療費は35番目と低い水準にあります。今でさえ高い国民健康保険税をこれ以上引き上げることは絶対に許されません。

以上で、討論を終わります。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

2番、稲田常実議員。

2番（稲田常実君） 第53号議案、宍粟市税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

このたびの税制改正大綱により軽自動車税が引き上げられるものですが、普通車にかかる自動車税は都道府県の収入で2万9,500円から11万1,000円となり、軽自動車税と比べて非常に高いものであります。

先ほど反対討論の中でありましたが、軽自動車は利便性が高いのは事実であります。所得の低い方イコール軽自動車というのは、ちょっと認識違いじゃないかと思っております。軽自動車を選んだ理由として維持費が安い、燃費がよくエコカー減税の免税対象である、車両価格が安いとのアンケート結果もあります。

また、近年、軽自動車と普通車の性能にもあまり差がなくなり、価格の是正と2015年10月より自動車取得税の開始によりやむを得ないと判断し、賛成いたします。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（岸本義明君） 続いて、17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） それでは、続きまして、第54号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について、当議案に対しまして賛成の立場で討論いたします。

御存じのように、国民健康保険事業は各自治体で運営し、加入者の相互扶助で成り立つ事業であります。平成26年度の医療費の伸びは1%と推定されていますが、前年度と比較しますと被保険者数は434人の減少、加入者、所得などの減少に伴い、今年度は3,000万円の不足が生ずることから、税の一部改正をするものであります。

そのような中において、低所得者への保険税減額拡充も行われるなど、納税者の立場に立った配慮もされております。議員が言われますように、一般会計からの繰り入れも考えられますが、税の公平性を鑑み、今回の税条例の一部改正はやむを得ないものと思います。

しかしながら、さらに高齢化は進行し、医療費は増加してくる反面、加入者は減少し負担額は増加してくると思われることから、当局におかれましては、国民健康保険制度の維持のため、健全財政の維持、疾病予防と未収金の回収にさらなる努力を求めるとともに、景気の低迷、消費税のアップなどもあり、納税に苦慮されていることも真摯に受けとめていただき、今後においても、さらに丁寧な対応をお願い申し上げます。

以上であります。

議長（岸本義明君） 以上で、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第53号議案を採決いたします。

第53号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第53号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第53号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第54号議案の採決を行います。

第54号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第54号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第54号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第4 第57号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第57号議案の訂正についてを議題といたします。

本件については、市長より訂正の申し出が提出されているものです。

訂正理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長（福元晶三君） おはようございます。連日大変御苦労さまでございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

今回、不十分な点があり誠に申しわけありませんでした。議案の訂正をさせていただきたい、このように思います。

去る6月2日に提出をしました第57号議案、兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合の解散に伴う財産処分についての議案の訂正につきまして、御説明を申し上げます。

当初、提案時には、事務組合が所有する残余財産について、その帰属先を明らかにすべく全て佐用町に帰属することとし、物品については事務組合の解散後、速やかに宍粟市と協議し、宍粟市に物品を分配するものとしておりましたが、表現に不備があったことから議案の訂正をさせていただくものです。

訂正内容としては、事務組合解散後の建物について、佐用町に帰属し、事務組合規約の規定に基づき、速やかに構成市町で処分するが、佐用町において活用する場合は佐用町に承継することとして議案の訂正を行うものであります。

議員各位におかれましては、議案の訂正に御賛同賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岸本義明君） お諮りします。

ただいま議題となっております第57号議案の訂正についてを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第57号議案の訂正については、承認することに決定いたしました。

#### 日程第5 第58号議案～第59号議案

議長（岸本義明君） 日程第5、第58号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）から、第59号議案、平成26年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）までの2議案を一括議題といたします。

本2議案は、去る6月2日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託

していたものであります。

まず、総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君）平成26年6月2日に審査付託のありました第58号議案、平成26年度穴粟市一般会計補正予算（第1号）の関係部分について、6月4日及び6月13日の2日間にわたり総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第58号議案につきましては、歳入では、県支出金として、放課後における補充学習等推進事業に係る委託金の計上と、また、ふるさと納税に係るふるさとづくり寄附金及び特産品代に充当するためブナ基金からの繰入金を計上しており、歳出については、総務費で、ふるさと納税をされた方に対する穴粟市の特産品代を、教育費では、国の調査研究事業としてモデル的に取り組む「放課後における補充学習推進」のための報償金等に係る経費の増額であります。

審査の結果、全会一致で原案を可決するものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君）総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長（伊藤一郎君）第58号議案におきます当委員会の部分について報告いたします。

民生費において国民健康保険事業特別会計への繰出金を、見込みの精査により基盤安定保険税軽減分を増加し、出産育児一時金分を減額するものです。

次に、第59号議案につきましては、主なものは、平成25年度の事業費の精査によるものと、国民健康保険税の税率改正による予算の精査が行われているものであります。

いずれも全会一致で可決すべきものと決しましたので、よろしく願いいたします。

議長（岸本義明君）民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君）平成26年6月2日に審査付託のありました第

58号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）の当委員会関係部分は、6月6日に、第3回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

第58号議案の当委員会関係部分の内容は、木質バイオマス発電所に燃料を供給するチップ製造会社に製造機械購入補助を行う地域経済循環創造事業交付金を追加計上するもので、総務省から宍粟市が交付金を受け、市から事業者と同額を交付するものであります。

審査の結果、第58号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。本2議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第58号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第58号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第58号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第59号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第59号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第59号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 請願第1号

議長(岸本義明君) 日程第6、請願第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

本請願は、去る6月2日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 平成26年6月2日に審査付託のありました請願第1号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請の請願について、平成26年6月4日、第3回総務文教常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により、御報告を申し上げます。

紹介議員の委員会への出席を要請し、請願内容の説明を求めました。今回の請願は、豊かな教育環境を整備するための30人以下少人数学級の推進と教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度負担割合の2分の1への復元のための平成27年度政府予算に係る意見書採択の要請であります。

審査の経過は、豊かな教育環境と30人以下の少人数学級の推進は、必ずしもイコールではないとの意見も出ておりましたが、審査の結果、賛成多数で請願を採択すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長(岸本義明君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。



以上で、質疑を終わります。

続いて、討論であります。通告がありませんので、討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本請願に対する委員長報告は、採択であります。

請願第1号を起立により採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(岸本義明君) 起立全員です。

請願第1号は、採択となりました。

日程第7 第60号議案～第62号議案

議長(岸本義明君) 日程第7、第60号議案、波賀小学校校舎・プール改修工事請負契約の締結についてから、第62号議案、山崎西小学校校舎改修等工事請負契約の締結についてまでの3議案を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

市長(福元晶三君) 第60号議案から第62号議案の3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、第60号議案、波賀小学校校舎・プール改修工事請負契約の締結につきまして、本年度末をもって現在の波賀小学校と野原小学校、道谷小学校は閉校し、3校が一緒になり、来年4月1日に新たな波賀小学校として開校する予定であります。

この開校に伴い、昨年度は体育館の改修工事を行いました。本年度については、新設校としての学習環境を整えるために必要となる校舎とプールの改修工事を行うとするものであります。

この工事の実施に当たり、去る平成26年6月9日に入札を執行した結果、宍粟市波賀町上野190番地1、株式会社松本工務店、代表取締役松本貞人と契約金額1億5,206万4,000円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

次に、第61号議案、千種中学校校舎等耐震補強・改修 期工事請負契約の締結に

つきまして、千種中学校の校舎は、昭和53年に建設されており、建設後既に35年が経過し、老朽化が進んでおり、耐震診断を実施しましたところ、現行の建築基準法に適合しておらず、耐震上の補強が必要であります。

また、体育館についても昭和54年の建設から34年が経過し、耐震上は問題ないものの、同様に老朽化が著しい状況となっております。

このような状況から、今回、生徒の安全確保と教育環境を改善するとともに、地域の防災拠点としても有効活用するため、当該校舎の耐震補強及び改修工事と体育館の改修工事を本年度と来年度に分けて実施する計画であります。

このうち、本年度につきましては、校舎北棟及び渡り廊下等の耐震補強及び改修工事を行おうとするものであります。

この工事の実施に当たり、去る平成26年6月9日に入札を執行した結果、予定価格に達しなかったため、再度6月10日に入札を執行した結果、宍粟市山崎町宇原345番地、上林建設株式会社代表取締役、上林博幸と契約金額2億4,818万4,000円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

続きまして、第62号議案、山崎西小学校校舎改修等工事請負契約の締結につきまして、昨年度末をもって旧土万小学校と旧菅野小学校は閉校し、両校が一緒になり、本年4月1日に山崎西小学校として新たに開校したところであります。この開校に伴い、昨年度には体育館の改修工事を行いました。本年度については、校舎の改修工事とプールの移転改築工事を行おうとするものであります。

当山崎西小学校のプールは、昭和47年に建設されてから42年が経過しており、施設の老朽化が著しく、早急に改善が必要な状況となっております。また、現在のプールは、校舎と離れた位置にあり、職員室等から目が届きにくいことから、今回の改築に伴い、校舎に近く目視しやすい位置へ移転させるものであります。

また、校舎については、新設校としての学習環境を整えるために必要な改修を行うものであります。

この工事の実施に当たり、去る平成26年6月9日及び6月10日に入札を執行しましたが、予定価格に達しなかったため、これを受け、再度6月13日に入札を執行した結果、予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の適用により、最低入札者から見積もり徴収を行い、その結果、宍粟市山崎町須賀沢1208番地、八幡建設株式会社代表取締役、石丸芳行と契約金額3億7,778万4,000円で工事請負契約の締結をしようとするものであります。

以上、3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げますが、原

案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第60号議案から第62号議案までの3議案はお手元に配付しております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第60号議案から第62号議案までの3議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第8 推薦第1号

議長（岸本義明君） 日程第8、宍粟市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。

推薦の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

農業委員会委員に、宍粟市山崎町清野176番地、三木 勇君、宍粟市一宮町須行

名285番地1、藪川昌勝君、宍粟市波賀町谷78番地4、森本寛昭君、宍粟市千種町鷹巣1225番地、村上廣恭君、以上、4名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

三木 勇君、藪川昌勝君、森本弘昭君、村上廣恭君の4名を農業委員会委員に推薦することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月18日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時20分 散会)